

1. 件名：安全実績指標の報告の遅延に関する東北電力株式会社、九州電力株式会社等との面談

2. 日時：令和4年11月18日（金） 10:30～11:00

3. 場所：原子力規制庁 2階中コア会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査監督総括課
村上課長補佐、笠川室長補佐、新村係員

東北電力株式会社 原子力本部原子力部（原子力技術） 担当 他1名
九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長
原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

- ・原子力規制検査等に関する規則第5条（以下「規則」という。）では、工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）については、事業者は原子力規制委員会に四半期の終了後45日以内に報告することが定められている。今回、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）及び九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）より、規則に定める期限を1日過ぎて報告してしまったことについて、配布資料（1）及び（2）に基づき説明を受けた。
- ・原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）より、規則に鑑みて適切に報告できるように、ATENAが作成した「原子力規制検査において活用する安全実績指標（PI）に関するガイドライン」を改正すると共に、事業者に周知する旨の説明を受けた。
- ・これらの説明を受けて原子力規制庁は、今回の安全実績指標の報告遅延に関して、東北電力及び九州電力が作為的に情報提供を遅らせたものではないことを確認するとともに、両社に今後注意するように口頭で伝えた。

6. 配布資料

- (1) 安全実績指標の提出の遅れについて（東北電力資料）
- (2) 安全実績指標の提出遅れについて（九州電力資料）